二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県岩美郡岩美町大字宇治字市兵衛谷一二一の六、字塚谷一三七から一三九まで、字小塚谷一六一の六、一六一の七、字汁谷一八三の七、一八四の五、字瓜黒八七五、字丸山八九二の九、字清戸口九三九の五、字清戸九六二の三、字奥清戸九六九の九（次の図に示す部分に限る。）、字奥清戸上九七二の一、字柏谷九八九の九、字坂別当一〇〇七の五、大字岩井字大野一一三四の二、字宮谷一一三五の四、字用路一一五三の七、字用路谷一一五四の六、字奥山一一六三の一、字正谷口一一六六、字南塚谷一一七五の七、字太郎右衛門谷一一八二の四、大字真名字上滝四七、字上土居一一七、字一畝ケ平ル二四六の二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月一日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　石川県白山市下田原ツ一の一、九の一（次の図に示す部分に限る。）、ナ四の一（次の図に示す部分に限る。）、桑島一号一の甲二、一の四から一の六まで、一の八、六の二、八の甲三、一三の甲（次の図に示す部分に限る。）、一三の乙、一三の三、一七の二、二号一八の一、二〇の五・二五の甲二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二六の甲三の一、二六の一、三二、四一

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　石川県白山市桑島十号六の二七、六の五二、七の一〇、七の一八、七の一九、白峰二十七号八二、八三

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　石川県白山市白峰十二号五三、五四の二から五四の四まで、五五の甲

三(一)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　石川県白山市白峰一号二八、二号一三の二・一三の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

四(一)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　石川県白山市白峰二号一三の三（次の図に示す部分に限る。）

五(一)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を石川県庁及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第九十六条において準用する同法第七十条の規定に基づき、同法第五十七条の二第一項の登録調査機関として、次の者の登録を更新したので、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第百三十二条において準用する同規則第百七条の規定に基づき、公示する。

平成二十七年五月一日

経済産業大臣　宮沢　洋一

名称	主たる事務所の所在地	登録年月日
静岡県電気工事工業組合	静岡県静岡市駿河区津島町十二番二十七号	平成二十七年五月一日

○国土交通省告示第六百二十三号

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第八条の二の規定に基づき、那覇空港について次の区域を第一種区域として指定する。

平成二十七年五月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

次に示す区域のうち那覇空港事務所に備え置いて縦覧に供する図面に那覇空港に係る第一種区域として示す部分

沖縄県那覇市赤嶺二丁目、同市字楽原一丁目及び三丁目並びに同市高良一丁目及び二丁目

備考　右の区域は、平成二十七年五月一日における行政区画によって表示されたものとする。

○国土交通省告示第六百二十四号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

本則の表利率欄中「〇・六パーセント」を「〇・五パーセント」に改める。

附則第三項の表一の項、同表二の項、同表三のイ及びロの項並びに同表四の項利率欄中「〇・八パーセント」を「〇・七パーセント」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、独立行政法人都市再生機構が平成二十七年四月十日以降に締結した独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。